

令和5年度 秋さけ船釣りライセンス申請概要

1 概要

令和4年度と同様に、ウトロ海域と網走・斜里沖合海域に秋さけ船釣り禁止区域、ライセンス区域等が設定されました。

- ・ウトロ海域と網走・海域は別の海域となります。
- ・承認隻数が限られることから、両方の海域にライセンスを申請することはできません。(団体申請者も同様に両海域にライセンスを申請することはできません。)
- ・申請は1船舶につき1申請までとし、使用者が異なる場合でも、複数の申請はできません。ただし、1つの申請で共同所有者等による複数者の申請は可能です。(申請者が船舶所有者でない場合、使用承諾書が必要です。)

例 甲さん、乙さんが共同で所有するA船舶について、それぞれ別に申請することはできませんが、甲さん、乙さんが共同で申請することはできます。この場合、甲さん、乙さんのどちらかが乗船していれば秋さけ船釣りが可能です。

2 ウトロ海域

ウトロ海域のライセンスの優先順位は昨年度と同じです。

<ウトロ海域の優先順位>

順位	遊漁船	プレジャーボート
第1順位	前年度にウトロ海域の承認を受け、秋さけ船釣りを行った実績を有する者が使用する船舶	前年度にウトロ海域の承認を受け、秋さけ船釣りを行った実績を有する者が使用する船舶
第2順位	生活、又は営業の基盤を斜里町に有する者が使用する船舶	斜里町に住所を有する者が使用する船舶
第3順位	生活、又は営業の基盤をオホーツク総合振興局管内に有する者が使用する船舶	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者が使用する船舶
第4順位	上記以外の者が使用する船舶	上記以外の者が使用する船舶

※ これによっても同順位の場合には抽選とします。

3 網走・斜里海域

(1) 網走・斜里海域には団体枠を設定

- ・網走・斜里海域は承認隻数が限られていることや連絡体制の構築、相互確認の観点から、団体枠を設定します。
- ・これは、団体に対して承認を行い、提出頂いた名簿に記載された船舶により、交代でライセンス海域において秋さけ船釣りを行うものです。

1) 遊漁船

○遊漁船の承認隻数は30隻で、団体の条件、承認隻数、優先順位は次のとおりです。

- ・遊漁船の団体申請の対象は、申請者が15名以上でかつ使用する船舶の実隻数が15隻以上の団体とします。
- ・承認隻数は、団体名簿に記載した遊漁船の実隻数としますが、30隻以上の場合、30隻となります。

- ・優先順位は、次のとおりとします。

第1順位	前年度に網走・斜里海域の承認を受け、秋さけ船釣りを行った実績を有する団体（団体名簿記載に記載された者のうち、2／3以上の者が前年度に同団体において承認をうけた団体に限る）
第2順位	上記以外の団体
第3順位	個人による申請

※ これによっても同順位の場合には抽選とします。

2) プレジャーボート

○プレジャーボートの承認隻数は、団体枠が24隻、個人枠が6隻となります。

なお、個人枠は、上期（9月1日～9月16日まで）、下期（9月17日～9月31日まで）各6隻とします。

(ア) 団体申請

- ・プレジャーボートの団体申請の対象は、申請者が5名以上でかつ使用する船舶の実隻数が5隻以上の団体とします。
- ・申請のあった団体の名簿記載船舶数の多い順に5団体を承認します。第5位の団体が複数だった場合は、抽選とします。
- ・承認隻数は、申請のあった団体全ての団体名簿に記載した船舶数により案分します。ただし、1団体の最大承認隻数は、団体名簿記載隻数の45%とします。

(イ) 個人申請

- ・個人申請は、上期6隻、下期6隻を上限に承認します。
- ・承認隻数以上に申請があった場合は、抽選とします。

4 両海域共通事項など

(1) 追加承認を行う場合があります。

どちらかの海域で承認隻数に満たない場合で、かつ他方の海域で承認を受けられなかった申請者がいた場合、追加承認を行う場合があります。

追加承認の優先順位等は、当該海域の各区分に準じます。

ただし、ウトロ海域に追加承認する場合、第1順位は適用せず、第2順位からの優先順位となります。

(2) 各海域の禁止期間・ライセンス期間

	ウトロ海域	網走・斜里海域
秋さけ船釣り 禁止期間	8月25日～10月31日	8月25日～10月31日
ライセンス期間	9月1日～9月25日	9月1日～9月30日
定置網付近での 船釣り禁止期間	9月1日～10月31日	9月1日～10月31日

(3) 釣獲上限尾数 1日一人あたり5尾までとなります。

5 申請に必要な書類等

(1) 提出書類

ライセンスを取得しようとする際には、次に示す提出書類を網走海区漁業調整委員会事務局へ提出してください。(郵送可、締切日必着)

区 分	必要な申請書及び添付書類
ウトロ海域	<ul style="list-style-type: none">・申請書(別記第1号様式)・船舶検査証書の写し・住所を証するもの(住民票写、運転免許証写等)(※1)・海技免状の写し(※2)・使用承諾書[別記第1-2号様式](※3)
網走・斜里海域 (団体申請)	<ul style="list-style-type: none">・申請書(別記第5号様式)・団体申請名簿(別記第5号様式別紙)【団体申請名簿記載者全員分の以下の書類】・船舶検査証書の写し・住所を証するもの(住民票写、運転免許証写等)(※1)・海技免状の写し(※2)・使用承諾書[別記第1-2号様式](※3)・団体の規約
網走・斜里海域 (個人申請)	<ul style="list-style-type: none">・申請書(別記第1号様式)・船舶検査証書の写し・住所を証するもの(住民票写、運転免許証写等)(※1)・海技免状の写し(※2)・使用承諾書[別記第1-2号様式](※3)

※1 海技免状の写しを提出する必要がある者(下記※2)で、これにより住所が確認できる場合は不要です。

※2 オホーツク総合振興局以外の(総合)振興局に遊漁船業の届出を提出している遊漁船及びプレジャーボートのみ提出してください。

※3 申請者と船舶所有者が異なる場合に提出が必要となります。なお、法人の代表者が、法人名義の船舶を使用する場合を含みます。

(2) 留意事項

- ・ 申請期間を過ぎた申請は、一切、受け付けません。余裕をもって提出願います。
- ・ 申請書を持参される場合は、月曜から金曜までの午前9時～12時、又は午後1時～午後5時にご来庁ください。

(3) 申請期間 令和5年7月28日(金)～令和5年8月7日(月)
※郵送の場合、令和5年8月7日必着

(4) 申請書送付先

〒093-8585

網走市北7条西3丁目

オホーツク総合振興局水産課内

網走海区漁業調整委員会

TEL: 0152-41-0659

FAX: 0152-44-3121

(5) ライセンスの発行

- ・ 申請期間終了後、承認者を決定し、ライセンス証を交付します。
- ・ 制限隻数を超えた場合は優先順位により決定しますので、ご了承ください。

(6) 使用船舶の変更

- ・ ライセンス取得者が申請した船舶を故障等の事由により変更する場合は、変更の申請が必要となりますので、ご連絡下さい。

6 留意事項

申請にあたり、あらかじめ次の点にご理解、ご協力いただくことをご了承願います。

(1) 抽選について

申請者数が各海域等毎に設定している承認隻数を超えた場合は、それぞれの区分の優先順位により承認者を決定しますが、同順位の者が承認隻数を超えた場合、抽選となります。

抽選につきましては、網走海区漁業調整委員会事務局において厳正に実施しますのでご理解願います。

(2) 網走・斜里海域

- ・ 網走・斜里海域においては、狭い海域に多数の船舶が集結する傾向が強く、海難事故や漁具被害防止の観点から、次のことについてご理解・ご協力をお願いします。

- (1) 秋さけ船釣りをを行う際は、2名以上で出港し、うち1名は周辺監視員としてください。(釣りは交代で行ってください。)
- (2) 沖合において、承認船舶間で連絡がとれるように携帯電話番号等を記載した名簿を作成し、承認者同士で共有しますので、名簿作成へのご協力をお願いします。なお、名簿については秋さけ船釣りライセンス以外での使用は絶対しないでください。
- (3) ライセンス海域では漁業も行われておりますので、漁業活動の支障となるような行動は、絶対にしないでください。
- (4) ライセンス海域における漁具の設置位置情報を、メールにより各承認者のスマートフォン等にPDFファイルで送信しますので、受信できる体制を準備願います。どうしても難しい場合は、ファックスにより送付しますので、ファックスを受け取れるよう準備をお願いします。

(5) 漁具への釣り針が絡まるのを防ぐため、オモリから釣り針までの間隔をなるべく広く（1 m以上）するようにお願いします。

<申請書送付先>

〒093-8585

網走市北7条西3丁目

オホーツク総合振興局水産課内 行



※切り取って、封筒に貼ってご利用下さい。